

流山市障害者福祉団体運営事業費補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この施行細則は、流山市障害者福祉団体運営事業費補助金交付要綱（平成18年流山市告示第96号。以下「要綱」という。）第13条の規定により、必要な事項を定めるものである。

(交付対象者)

第2条 要綱第3条に規定する補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 団体の構成員がおおむね10人以上であること。
- (2) 構成員から会費を徴収するなど、自主財源を有していると認められること。
- (3) 政治上、宗教上の組織に属する団体又は営利を目的とする団体ではないこと。

(補助対象経費)

第3条 要綱第4条に規定する障害者福祉の増進を図るための事業とは、真に障害者のための事業かつ団体構成員全体に意味のある事業であって、次に掲げるいずれかのものをいう。

- (1) 訓練、研修、講習会事業
- (2) 啓発事業
- (3) 社会参加の促進のための事業
- (4) 地域社会との交流のための事業
- (5) その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象に含まないものとする。

- (1) 慶弔に関する費用（会員若しくは会員の親族に対する費用を除く。）
- (2) 寄附に要する費用
- (3) 宿泊を要する旅行等に関する費用
- (4) 社会通念上適当でないと認められる費用
- (5) その他市長が適当でないと認める費用

(補助金の限度額)

第4条 要綱第4条に基づき算出される補助金の額が、同条に規定する

補助対象経費の2分の1を越える場合は、当該2分の1の額を限度とする。

(余剰金)

第5条 決算において余剰金が発生した場合には、当該年度に交付を受けた補助金の範囲内において、市に返還を行うものとする。

附 則

この施行細則は、令和6年1月25日から施行する。